

# 令和6年6月定例会一般質問

通告7

**質問 賞味期限による飲料水の更新廃止を**

**答弁 賞味期限を保管の目安とします**

1番 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

1番、平山光生です。防災について、2点質問させていただきます。

1点目、賞味期限による飲料水の更新廃止についてです。本町の防災備蓄品は約1万1000食、3日間分とすれば約1200名分の食料品や飲料水が備蓄されていることが確認されています。



食料品については賞味期限が近づくと更新し、更新前のもは防災訓練等で配布をしているということですが、飲料水については1.5リットルや2リットルの大きなペットボトルで6800本あり配布が難しく、更新後に置場がない場合には古いものから破棄しているということでした。

ペットボトルの水の賞味期限は商品によって異なり、通常ミネラルウォーターであれば1、2年程度ですが、備蓄を目的とした長期保存向けの水の場合、5年から10年保存できるものが販売されています。

しかし、お水に限った賞味期限は品質ではなく、表記されている容量を維持できるかどうかにあります。気体透過というペットボトル素材の性質から水が少しずつ蒸発し容量が減るため、容器に合わせて販売者が決定している期限となっています。

賞味期限が長い備蓄用のペットボトルの容器には厚みがあり、しっかりした作りになっているのです。つまり、ペットボトルの水に関しては、賞味期限が切れたら飲めなくなるというのではなく、未開封の状態ですべて正しい保存を行えば、たとえ賞味期限が切れてしまっても半永久的に問題ないと言われています。

これについては、農林水産省も賞味期限は定められた方法により保存した場合において期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限であり、飲料水は賞味期限を切れても、一律に飲めなくなるものではありませんとしています。

町民の備蓄資材では不足が予想される飲食料ですが、食品ロスという観点からも、お水の賞味期限について町民に周知し御理解いただくことで、お水だけでも更新を廃止し、

今後は予定していた水の更新費用で災害用浄水器やシャワー等の必要備品の購入費用に充てられるだけではなく、町民自身の防災備蓄に対するハードルも下がり、備蓄率の向上につながるのではないかと考えますが町長の考えをお聞かせください。

**【答弁：町長】**

平山議員御質問の賞味期限による飲料水の更新廃止につきまして御答弁申し上げます。

防災備蓄につきましては、中標津町地域防災計画に基づき備蓄を進めておりまして、食料、飲料水につきましては、町民には最低3日間、推奨1週間分の備えをお願いしているところであります。

町が備蓄しております食料品については、賞味期限が近づくものは学校での防災教育や町内会等の防災訓練、その他の啓発活動の機会に配布し備蓄食料を知っていただくために活用しております。

また、飲料水につきましては、その重さから配布する機会が少ないために賞味期限を過ぎた飲料水は残りますが、生活用水としての利用ができることから、保管スペースが確保できる限り備蓄をしているところであります。

議員から御提案のありました防災備蓄での飲料水の更新廃止ですが、まずは必要とされている正しい保管を行うことに課題があるものと考えております。本町は備蓄食料の保管に適した湿度、温度管理が出来る保管場所はなく、既存の施設内やコンテナに保管しているため、温度や湿度を一定に保つことが出来ないことから、賞味期限を超えた長期間の保管に求められる状況にないものと考えられます。

次に賞味期限についての考え方についてですが、飲料水メーカーに確認しましたところ、賞味期限はペットボトルの容量維持性能のほかに水質検査を行い、その結果から品質が保証できる期限としておりまして、賞味期限が切れたからすぐに飲めないということではないが、保存環境により品質が劣化悪化することも考えられるとのことであります。

また、経済産業省のホームページに掲載されておりますQ&Aでのペットボトル水の賞味期限に関するお問合せでは、計量法に関する見解とあわせて、消費者庁の食品表示基準Q&Aが引用され、その見た目や臭いなどにより、五感で個別に食べられるかどうかを消費者自身が判断とあります。

以上のことから、賞味期限が切れた飲料水の品質は、メーカーからは保証されていないこと、また、町は災害時に配布する際に賞味期限を大きく過ぎてしまった水が飲料水として適しているかを確認することも難しく、その判断を水を受け取った方に委ねることも適切ではないと考えることから、現時点では賞味期限を保管の目安とすべきものと考えております。

保管出来なくなった水につきましては、防災教育や防災訓練の場面、また、断水時の手洗いやトイレでの使用など無駄にならない活用方法を模索してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 質問 福祉避難所運営訓練の計画は

答弁 専門家の助言等を参考に社協と連携し実施に向け進めてまいります

1 番 ひらやま ひろみ 平山 光生 議員

### 【質問：平山 光生 議員】

1 番、平山光生です。福祉避難所の運営訓練の計画について質問させていただきます。

本町の指定福祉避難場は中標津町総合福祉センターのみとなっています。高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者が最大 176 名が避難できる規模となっていますが、様々なニーズへの対応が求められることとなります。

指定福祉避難所に必要な物資、器材の備蓄や調達先リストの整備は、本町の実情に合ったものとなっているのでしょうか。

また、福祉避難所としての運営訓練を実施する計画があるのでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

### 【答弁：町長】

2 点目の福祉避難場運営訓練の計画につきまして御答弁申し上げます。

福祉避難場は、災害発生時に高齢者や障がい者、妊産婦など、一般の避難場で生活することが難しい要配慮者とされる方々が安心して避難生活を送るための場所として、本町では町立中標津病院に隣接している中標津町総合福祉センターを指定しております。

1 点目の御質問の資材、器材の備蓄整備状況につきましては、福祉避難場への避難が必要となる要配慮の方が一般的に必要なとされる粉ミルク、白がゆ、おむつなどの備蓄を進めております。

福祉避難所の開設は、発災時にまずは一般の避難所への避難後、必要に応じて要配慮者の方を移送することから、災害の規模や状況により増減するため、平時において明確な必要数を把握することは困難であります。

そのため、状況によっては備蓄量が十分とは言えないことから、物資の補充が必要となった場合の調達体制の構築や隣接する町立中標津病院との人的物的な連携を図りつつ、その支援体制を整えてまいりたいと考えております。

その中での福祉避難場運営訓練の計画につきましては、今年度は町の総合防災訓練を

はじめ、北海道防災総合訓練、災害対策本部会議訓練など様々な訓練が予定をされています。

しかしながら、福祉避難所の運営訓練につきましては、施設管理者である中標津町社会福祉協議会との協議、実際の避難所運営体制での役割の明確化や要配慮者とその家族や関係事業者団体との調整、そして多くの訓練ノウハウが必要であります。

そのことから、北海道や専門家からの助言、訓練を実施している自治体の事例を参考に中標津町社会福祉協議会と連携して実施に向け進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

**【質問：平山 光生 議員】**

1番、平山光生です。再質問させていただきます。

先ほど町長は福祉避難所の開設は、一般の避難所へ避難後、必要に応じて要配慮者の方を移送することから、平時において明確な必要数を把握することは困難であるとおっしゃいました。もちろん、明確な数は把握出来ませんが、要配慮者の中には医療的ケアを必要とする方など、すぐに移送が予想される方がいらっしゃいます。

必ず避難されてくるとは限りませんが、人的物的協力が求められる町立中標津病院は、発災後大混乱になることが予想されます。移送が決定してから開設をするのではなく、発災後は一般の避難所と同時に開設することが重要です。

そして、運営訓練実施に向けて進めてくださるとのことですが、訓練に向けて想定対象者の方の調査と移送基準の設定、社会福祉協議会をはじめ各関係団体と施設、物品だけではなく、支援人員を含めた協定締結へ向けた協議、開設に最低限必要な物の物品調達リストの作成、輸送計画を立てることは喫緊の課題であると考えますが、そのところいかがでしょうか。

**【答弁：町長】**

今の再質問にお答え申し上げます。

先ほどもお答えしましたが、まだ十分な知見を当町持ち得ているわけではございませんので、今後も北海道、専門家からの助言でありますとか、訓練している事例をもとにですね、積極的に調整してまいりたいと思います。以上です。